

一宮市告示第230号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月1日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定等に係る指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社サポートテラス  
愛知県一宮市深坪町32番2
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地  
デイサービスセンター テラス  
愛知県一宮市開明字東石亀44番
- 3 指定等の年月日 令和6年5月1日
- 4 指定等に係る指定障害児通所支援の種類  
放課後等デイサービス
- 5 事業の主たる対象者 特定なし
- 6 事業所番号 2352101246